

令和8年4月1日から自転車に 反則通告制度（青切符） が適用

自転車の交通違反を認知した場合、基本的には、現場での「指導・警告」を行います。

ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような「悪質・危険な違反」は取締りを行います。



広報
大利根駐在所

前橋警察署
大利根駐在所
252-4458

反則行為と反則金の一例

12,000円	●携帯電話使用等（保持）
7,000円	●遮断踏切立入り
16,000円	●信号無視 ●安全運転義務違反 ●通行区分違反（逆走、歩道通行等） ●横断歩行者妨害等
6,000円	●指定場所一時不停止等 ●無灯火 ●自転車制動装置不良
8,000円	●並進禁止違反 ●軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）



自転車で車道を通行する場合は左側を通行するほか、信号を守り、一時停止交差点では必ず一時停止して安全を確認するなど、車両としての交通ルールを守りましょう。

そして、大切な命を守るため、自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。また、自転車が歩行者と衝突して加害者となり、高額な損害賠償を求められるケースもあります。万が一のときに備えて損害賠償責任保険等に加入が義務付けられています。

群馬県警察公式防犯アプリ「ぐんまポリス」配信中

群馬県警では、県警公式防犯アプリ「ぐんまポリス」を配信しています。アプリをダウンロードして、「防犯をもっと身近に」しましょう！

ダウンロード用二次元コード

